



# 人権と部落問題

2021年3月号 No.945

## 特集 「3・11」10年目の現実

復興をめぐる現状と課題……………	鈴木 浩……………	6
大規模災害と避難所をめぐる現状と課題……………	天野 和彦……………	13
10年目を迎える原発避難の現状と課題……………		
—新潟県における長期・広域避難を中心に—……………	松井 克浩……………	21
●福島県沿岸漁業の震災復興と汚染処理水問題……………	林 薫平……………	29
大震災の復興は今も終わらず—福島県南相馬市からの報告—……………	渡部 寛一……………	39
震災を語り継ぐ—崩壊と創世の狭間で—……………	青木 淑子……………	44

## 福島県沿岸漁業の震災復興と汚染処理水問題

林 薫平

### 「試験操業」のルール

福島県の沿岸漁業では、震災後10年を画す2021年春から「本格操業」に着手しようと具体的な議論が進みつつある。そのことは後で触れるが、これまで「試験操業」という枠組みの中で、福島の漁業者・水産関係者たちは、2つの大きな荒波を超えてきた。

2011年に全面自粛を決定した福島県の沿岸漁業と沖合底びき漁業の再開の進め方を決める母体として、福島県の水産関係者や学識者たちが2012年以降、「福島県地域漁業復興協議会」（以下、協議会）を構成して協議を続けてきた。協議会では、「試験操業」のスキームを創出し、特に2012年から2013年

度までに集中的な議論を重ねて漁業再開のルールが策定された。

特筆すべきは、「25―50ベクレル」ルールである。これは、原発事故の影響が直接海洋に及んでしまったという被害の特殊性と、海洋の循環や海洋生物の動きや生態系は農業の場合と異なって把握しにくいために特に丹念な水揚げ物の検査が要請された事情による。

2012年度から政府によって指定された一般食品の基準値1kg当たり100ベクレルを参考としながら、協議会では、独自に50ベクレルを出荷の基準として設定し、予備的な調査によりこの基準を確実に下回るこが見通せた魚種から漁獲対象に加えていった。また、漁獲した魚を試験的な流通・販売に廻す前の段階で、安全確保の確実性を高めるために独自に編み出した検

査方法が「25―50ベクレル」のルールである。

まず、「試験操業」の水揚げ日ごとに、水揚げしたすべての魚種を、漁港の段階でスクリーニング検査して、サンプル1kg当たり25ベクレルを超過していなければ流通を可能とする。もし25ベクレルを超過していれば、その魚種のその日の水揚げの流通を一旦停止し、そのサンプルを県の専門施設での詳細検査に回す。そこで確定値として1kg当たり50ベクレルを超過していれば、その魚種に関しては、その日を含めて当面の間は出荷停止として原因究明と追加的な集中調査を実施して、その後再開するのである。

このルールは卸売市場や水産加工会社の関係者たちと一緒に考え出したもので、今も生きている。

ここで、50ベクレルを超過した魚種は、き然と冷静に取り扱う姿勢が重要であった。上記の通り、その魚種に関しては一旦漁獲を停止して一定の追加調査期間に服すべきものとするが、その魚を対象に加えて漁獲・水揚げ・流通してきたところまで遡<sup>さかのぼ</sup>って否定して後戻りするのではなく、一歩一歩前進していくという覚悟の下で対処することを目指してきた。

以上のルールとその運用方法が、流通・消費者サイドから要請される安全性確保と、漁業者にとって堂々と着実に漁獲の回復を進められる条件を両立していく

ためのギリギリの妥結点であり、今日まで、福島の水産復興を進める原動力として役割を果たしてきた。

## “第二の震災”

また、「試験操業」という位置づけで数量や流通経路を限定して実施する（その分、一定の補償を受け続ける）段階から、どのように本来のように各自が自分の力で競い合って稼いでいく本格操業に移行していくかは、終始、関係者の念頭にあった。

しかし、そこで問題になるのは、農業の復興の場合と大きく異なる点として、事故後に状態の定まらない東電の福島第一原発と常に背中合わせに睨<sup>にら</sup>み合い、影響を受けながら回復を進めてこざるを得なかったことである。つまり、陸上の、農業やその他の産業は基本的に2011年3月に起こった1回限りの原発事故の影響に対して対処し、追加の汚染拡大はないことを前提としてきたわけだが、漁業だけは、2011年の事故後、絶えず原発の汚染水などの直接の影響の下にあったのである。特に2013年7月に発覚した汚染水漏洩<sup>ろうえい</sup>は影響が甚大であり、漁業者たちにとっては、“第二の震災”と言ってもよいほどであった。

原発から汚染水が漏れ続けていたことが発覚したこ

とに加え、その公表を東京電力が長期間渋っていたことへの不信もあり、今後、漁業の再開をめざして大丈夫かという不安・否定・あきらめにも直結しかねない事態であった。同年の8月から9月まで、漁業者たちは協議会で議論を重ね、なんとか踏みとどまり、海洋や魚介類への影響をしっかりと見極めていこうという姿勢を持つことができた。

その後約2年間（2015年の夏まで）、政府と東電から、汚染水の漏洩を止めるために、第一原発の地下水位をコントロールする必要があること、海側に鋼板の遮水壁をつくる必要があることなどから、地下水バイパスおよびサブドレン（建屋近傍の井戸）による汲み上げ水の浄化放水計画が相次いで持ちかけられるのだが、その2年間は今振り返っても苦しい期間であった。2015年の10月以降、陸上からの影響が海洋に及ばないようにする措置が一段階向上した。漁業者たちは、その効果が原発構内の地下水位と海面の明らかな水位差として現れ、また海水の放射性濃度の分布からも確かめられたことから、漁業復興に必要な前提が確保できたとの感を抱いた。つまり、震災から4年半が経って、やっと事故原発から海洋への影響が明確に遮断され、汚染水の海への漏洩という漁業の復興を阻害する「第二の震災」を克服できたのである。

### いわゆる「増え続ける汚染水」

2016年・2017年から、漁業復興は大きな進展を見せている。対象とする魚種も大幅に拡大し、漁港での入札も各地区で順次再開している。2020年からは、全魚種を対象とするところまでついに到達した。また、水産庁の補助を受け、明確な目標を立てて漁業者と流通事業者が協力して増産をめざす「がんばる漁業復興支援事業」を2019年に県内漁協の複数の部会から申請し、いずれも採択されて2020年から3事業に取り組んで成果が現れてきている。

2020年度からは、いよいよ本格操業の検討に入っている。数量や漁獲回数、操業海域の限定を順次外して、本来の漁業の環境に戻して漁獲量を増やし浜を活性化していくことと、それに付随して漁業者の手取り額を漁獲成果に見合ったものにしていくことが重要である。検討すべき課題は山積しているが、ここが踏ん張りどころであると漁業者・流通・水産加工事業者で協議を詰めているところである。

そのような大事な時期に、2017年・2018年ごろから、「増え続ける汚染水」が喧伝されている。福島第一原発の地下汚染水を汲み上げて多核種除去処

理（ALPS処理）を施した後のトリチウム含有水が、東電敷地内のタンクに大量に貯蔵されているが、1日に数百トンのペースで増え続けており、貯蔵容量に限界が迫っているという課題が急速に台頭してきたのである。2016年の年末に政府が設置した専門小委員会の議論は、明らかに処理水の海洋への放出を東電に促す内容であった。

漁業者からすれば、2011年の原発事故だけでなく、2013年の汚染水漏洩と、2015年まで続く漏洩対応に多大な苦勞をしてきた末に、ようやくこれからという正念場を迎えている漁業復興の現状があり、新たに出てきた「増え続ける汚染水」というロジック（論理）で誘導されて出てきた海洋放出案の台頭は、復興に大きく水を差し、漁業者を困惑・疲勞・消耗させるもの以外の何物でもない。

処理水に残存して含まれるというトリチウムという放射性物質の正体もはっきり分からず、そもそも原発の溶け落ちた燃料によって極めて高い濃度に汚染された水がALPS処理によって安全な水になるのか。社会はどう認識するか。原発と海洋の遮断により収まった汚染水をめぐると問題を蒸し返すことになるのではないか、などの極めて深刻な懸念がもたらされている。

2018年8月から9月にかけて、ALPS処理水の

取り扱いをめぐって、政府主催の公聴会が開催されたが、その場で福島県漁連の会長が、福島県内の全漁業関係者を代表して、海洋放出案に対して明確な反対の姿勢を示した。その時に、万が一海洋放出が決定された場合は、「築城10年、落城1日」の事態を迎えるのだという切迫した危機感を表明した。この言葉に込められているのは、上述した福島の漁業の震災以後の幾重にも重なってきた苦勞の総体なのである。

### いわゆる「復興と廃炉の両立」

政府の専門小委員会の議論の終盤の2019年12月に、突然、東電が「復興と廃炉の両立」を掲げた。このテーゼで、「復興」に含意されているのは、最終的に福島第一原発の敷地に水のタンクを残さず、更地にして地元自治体に返還することだとされ、したがって保管継続も不可で、規制や技術面の課題をクリアするのに時間がかかる地下埋設や地下保管も不可とされた。そこから、敷地の外部の大気中または海洋中に放出する以外はないという論が導かれた。

これほど強引で勝手な論はない。あからさまに、「廃炉」の主体の側から、「復興」を勝手恣意的に解釈し、さらにはそのように自ら解釈した「復興」をた

てに、自らの廃棄物の管理責任を放棄することを正当化する論理を導き出すものである。

本来、「復興と廃炉の両立」を言うとするれば、「廃炉」後の跡地利用も大事だが、第一義にはその前の過程で廃棄物や放射線の影響の点で「復興」を妨げてはならないことを意味するべきであり、どちらにしろ、その両立の仕方を政府や東電が一方的に恣意的に決めてよいものではなく、それは「復興」の主体である地元自治体や地元産業の実態の考慮が不可欠である。

こうした強引で粗雑なロジックで導き出された処理水の海洋放出案は、「復興と廃炉の両立」でも何でもなく、専門家や規制当局の十分な検討を経たものでもなく、また現実に安全に確実に実施することが可能なのかすら疑問である。

例えば、原子力規制委員会は、トリチウムを含有する水を原発の敷地から外部に放出する場合にどのような規制が適用されるかについて明確な判断を示しておらず、具体的な実施案が東電から提案されてから初めて検討するというあいまいな態度でいる。

1つには、これまで、2012年以降は特定原子力施設として特別な規制の下に置かれてきた福島第一原発の放射性廃棄物であるから、当然にその処分や保管に関わる規制が、今回の処理水にも適用されるはずで

ある。しかし、政府（資源エネルギー庁、原子力規制委員会）は、明確な規制内容の公表をしていない。むしろ、政府が今のところ示している見解は、処理水は、通常稼働している原発や再処理施設からの排水の規制が適用される（例えば、トリチウム濃度1μ当たり6万ベクレルなど）というものであり、到底理解しにくいものである。

#### 復興と廃炉の開かれた工程表の中で処理水の議論を

私は、福島第一原発の廃炉という大きな課題を、今後、福島県民やひいては国民が開かれた場で監視の下に置きながら議論に参加していけるかが大事であり、その意味で、ALPS処理水の取り扱いはその第一歩とすべきであると考える。処理水の保管・処分問題こそ、今後の廃炉に向けての「試金石であり、リトマス紙」とする理由はこの点にある。

いうまでもなく、廃炉に向けては、これから極めて長期の極めて厳しい課題が待ち受けている。その工程表であるが、今ある仮のものにはや妥当しえないことは明白であり、今後早い時期に、大幅にかつ抜本的に見直しを迫られることは確実である。

今の廃炉の工程表は、ずいぶん甘い見通しを立てて

いるが、原子力政策に傷をつけられないようにしているのではないかと疑わせるのに十分である。厳しい現実を踏まえて政府と東電が真面目に廃炉計画を立てようとすると、燃料デブリ（溶け落ちて固形化した混合物）をどう取り出すか（あるいは本当に取り出すのかどうか）とか、膨大な量の高線量を発する廃棄物をどうするかなど、山のような難題が立ち現れる。事故原発の廃炉とは、今後の原子力政策そのものを揺がすほどの難事であることが早晩、露呈するであろう。

その現実を今のように避けて通らず、はっきり見つけた上で、なお本当の「復興と廃炉の両立」はどのように描けるのだろうか。廃炉の現実を認識した上でなければ議論できないのではないか。そして、その議論の入り口に立つ前に、ALPS処理水だけ先に片付けておこうという手軽な発想は間違っているのではないだろうか。

私は、「復興と廃炉」を同じ数十年スパンの時間軸の問題として、国民参加でロードマップを作るしかないと考えている。そこでは、革新系の各団体も、党派を超えて政府と東電の「廃炉」に批判的な眼を向けつつも、責任の一端を担う姿勢を持ち、福島県民の「復興」には安全面の慎重さは必要であるとしても、そこは現場の苦渋の努力を信頼して、前向きで暖かく

寄り添う連帯の精神を發揮していただきたいと考えている。

#### 註

- (1) 以下に概観する初期(2012・2013年度)の試験操業の具体的な課題について、詳しくは該当する時期の復興協議会資料にもとづいて同事業の歩みを跡づけられた拙稿「試験操業における検査・流通問題と消費対策」(『北日本漁業』45号、特集「原子力災害下の試験操業の取り組みと漁村の展望」、2017年8月)を参照していただきたい。合わせて、同特集に収録されている八多宣幸氏(福島県漁連)「福島県漁業の被害と試験操業の展開」、また、復興協議会委員である濱田武士氏(北海学園大学)「海洋汚染からの漁業復興」(濱田他『福島に農林漁業をとり戻す』みすず書房、2015年3月)、同じく八木信行氏(東京大学)「福島漁業の復活プロセス」(黒倉寿編『水圏の放射能汚染―福島の水産業復興を目指して』恒星社厚生閣、2015年2月)が経緯について詳しい。
- (2) この「第二の震災」については、前掲の拙稿(『北日本漁業』45号)で、まず「2013年の汚染水問題」という表現により、同年7月22日の東電による汚染水漏洩の公表と試験操業の緊急停止、そして9月5日の再会

(相馬双葉地区)までの経緯を説明し、次いで、そこから始まる東電の汚染水対策と漁業復興の切っても切れない関わりについて詳述した。

(3) 2016・2017年からの漁業復興の進展については、林薫平「福島―試験操業の現状と販路回復、浜の活性化に向けた取り組み」JF全漁連『漁協(くみあ)』174号(特集・日本漁業の新時代へ―東日本大震災からの真の復興に向けて)、2020年2月。がんばる漁業復興支援事業に関する詳細は、水産業・漁村活性化推進機構のウェブページから閲覧することができる。

福島県の海面漁業からの申請事業としては初めて、同機構の運営する「中央協議会(漁業・養殖業復興支援事業)」での審査を経て、2019年7月に次の3事業が認定された。①相馬地区沖合底びき網漁、②いわき市・小名浜地区まき網漁、③いわき市・江名および中之作地区さんま棒受け網漁。相馬地区の沖合底びき網漁の事業では、2020年から短期集中で増産に取り組み、5年目の2024年に震災前の実績の6割(1隻あたり)に相当する水揚げ量2888tを目指すことと、それに見合う各漁港の取り扱い回復と、卸売市場や水産加工などの需要回復を連動させていく計画を立てている。福島県漁連の野崎会長は「計画は福島県の漁業再生への切り札。底引き網漁が先行して目標を達成し、他の漁法にも広げ

たい」というコメントを出している(「毎日新聞」「東日本大震災8年半―福島県漁連 相馬水揚げ、6割回復目標 流通再生、人材育成」2019年9月11日付)。

(4) 小委員会は、正式には経済産業省資源エネルギー庁が所管する「多核種除去施設(ALPS)等処理水の取扱いに関する小委員会」と称し、2016年11月から2020年1月まで17回を開催し、同年2月10日付で「報告書」をまとめた。報告書と、審議経過を含む全資料・全議事録が公表されている。小委員会では、高濃度のトリチウムが残留する大量の「ALPS処理水」の長期的な取り扱いについて、従来から検討されていた地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設の選択肢(プラス、現在のタンクを増設し保管継続する選択肢)に関し、技術面・費用面・法規制との適合性だけでなく「社会的観点」を加えて検討することを標榜した。小委員会は、「増え続ける汚染水」という問題の設定を、2013年12月の時点における東電の汚染水対策方針の付言事項から抽出してきて、小委員会の中心に置いているが、それは、福島第一原発が事故後に実際に断続的に外部環境に影響を与えてきた「漏れ続ける汚染水」の問題の克服に関する膨大な経緯を飛ばすことを意味した。また、その点に関わるが、社会的観点から5つ(プラス1つ)の選択肢を検討する場合、各選択肢の社会的側面の



確認が出発点として必要であった。すなわち、地層注入、地下埋設、および保管継続の選択肢は、処理水の管理責任の主体である東電と政府が責任を履行し続けるものであるのに対し、それ以外の選択肢は、東電と政府が責任を放棄し公衆に転嫁するものに他ならず、この点を曖昧にして横並びに議論することそのものが出発点として間違っていることである。

全17回の審議の経過をたどると、保管や管理の長期化は、管理する費用を増大化させるため、早期に手放すのが合理的であるという無責任を顧みない放棄（公衆への負担転嫁）による負担軽減のロジック、また、タンク貯蔵は漏洩リスクを増加させ、地下管理は漏洩リスクを増加させ、移動は漏洩リスクを発生させるといふわけで、「保管や管理は漏洩のリスクがあるので放出することによつてリスク軽減を図る」という本末転倒なロジック、また、保管継続のためのスペース捻出や移動や用地拡大は、周辺自治体や規制当局にとつて新たな調整を必要とするため大変であるから、放出するのが一番調整の手間が掛からないというロジックが合わさり、事務局主導で一貫して誘導的な消去法による放出の選択肢の優位性の確保があることを指摘できる。

(5) 2018年8月と9月に資源エネルギー庁主催によつて福島・東京で連続開催された公聴会で、福島県漁連

の野崎会長は、書面と口頭で「国民的議論が行われておらず、国民の理解を得られていない現状では、福島県の漁業者として、ALPS処理水の海洋放出に強く反対する」と明確に意見を述べ、「漁業関係者は：試験操業の規模拡大に取組んでいるところで：地道に積み上げてきた本県水産物の安心感をないがしろにし、魚価の暴落、漁業操業意欲の減失、ひいては漁業関連産業の衰退等を招き、福島県漁業に致命的な打撃を与える。正に築城10年、落城1日である」。この点についてさらに詳しくは、林薫平「積み上げたガラス細工（原発事故9年 福島県漁業は―下）」「しんぶん赤旗」2020年3月20日付）。

(6) 東電が2017年9月以来、約2年ぶりに改訂して2019年12月に発表した「福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」改訂版（第5次）では、新たな「原則1」を掲げ、「周辺地域で住民期間と復興の取組が徐々に進む中、『復興と廃炉の両立』の下に、地域の皆様、周辺環境及び作業員に対する安全確保を最優先に、現場状況・合理性・迅速性・確実性を考慮した計画的なリスク低減を実現して行く。」としており、このうち「地域の皆様、周辺環境：」以降は2017年の旧版と同じである。また「はじめに」では、「周辺地域で住民帰還と復興の取組が徐々に進む中、『復興と廃炉の両立』を大原則とし、早期の復興に資するため

にリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきではなく安全確保を最優先に：」という字句が加わっている。これらの記述そのものは、今後、廃炉工程は、高濃度の汚染物質や廃棄物の取り出しや高度な処理、厳重な管理を必要とする過程に進展していくことから、周辺（敷地外）の住環境（やつと居住や生業が再開しつつあるエリアを多く含む）に影響を与えずにこれを進めていく原則を遵守していくことについて改めて決意表明しているという点で時宜にかなない妥当なものである。

(7) 特定原子力施設として2012年以降、特別な規制の下に置かれてきた福島第一原発では、外部への放射線の影響を年間1ミリシーベルト以内に抑えることとされ（これが達成されたのはやつと2015年度末のことであるが）、その際に、排水に含まれる放射線への割当分として、地下水バイパスにより敷地の山側から地下水を汲み上げて海洋へ放水する水の放射性物質濃度が、各核種合計で年間約0・22ミリシーベルト以内とされた。これが、2015年度に入ってサブドレン汲み上げ浄化水にも適用された。0・22ミリシーベルトの内訳として、セシウムやストロンチウムの分を除き、トリチウムは0・025ミリシーベルトとされ、これを濃度に換算すると1辺あたり1500ベクレルとなる。

この重要な基準が、ALPS処理水の処分のあり方を

検討するはずの小委員会では認識されておらず（初めて明確に言及されたのは2018年7月の第9回の場で、規制庁も東電もそれに対して回答ができなかった）、地下水バイパス・サブドレンの排水と異なり、ALPS処理水は通常稼働の原発と同等の規制に服すれば十分であると言わんばかりの認識が政府や原子力関係者の間にはあつたように見受けられる。ウェブ媒体『SYNDOS（シノドス）』2019年5月9日付の記事である木野正登・多田順一郎「福島第一原発廃炉・トリチウム水処分を考える」が代表的な好例である。

なお、衆議院第201国会で、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの阿部知子議員が出した質問（2020年5月28日付）で、「地下水バイパスとサブドレンに加えてALPS処理水を液体廃棄物として処理する場合も、敷地境界における実効線量率年1ミリシーベルト未満を超えないために、トリチウムの運用目標である1辺中1500ベクレルに変化はないと考えられるがどうか」という項目があり、対する答弁は、福島第一原発の敷地境界におけるすべての種別の外部への放射線の合計が年間1ミリシーベルトで規制されることは確認しつつ、うち、排出される液体への割当分の0・22ミリシーベルトは、これまでの敷地からの地下水・汲み上げ浄化水などの排出の際に東電が運用目標として満たそうとし

てきた数値でありALPS処理水の場合には該当しない旨を述べ、はっきりしない。

(8) 関谷直也氏は、「東京電力福島第一原子力発電所事故後の水産業と汚染水に関する現状の課題」(『学術の動向』280号、2019年7月)の中で、「これらの処分方法(いわゆる貯蔵継続、長期保管も含めて)は、単にコストが低いか、高いかの問題ではなく、今後の廃炉を進める上で、合意形成が可能かどうかの試金石でもある」と述べている。筆者は、最近の論説「結論ありきの印象拭えず(原発処理水 海洋放出へ)」(『北海道新聞』各自核論、2020年11月5日)で、「トリチウム水をどうするかは、どのように廃炉を進めるかの試金石であり、リトマス紙でもある。海洋放出ありきの政府の議論を原子力規制委員会も傍観し、国会もチェックできなかった。福島県民や国民は独自に検証の目を持つ必要がある」と述べた。

(9) 国民の管理・関与が必要であるという点について、もう少し詳しくは、林薫平「汚染水 今こそ国民的議論を」(『毎日新聞』発言、2019年9月5日)、同「積み上げたガラス細工」(前掲「しんぶん赤旗」)。

その際に注意が必要である点は、そもそも述べてきたように、小委員会の事務局を務めた資源エネルギー庁は、「復興と廃炉の両立」を掲げながら、原子力災害からの

「復興」(それも、当初の事故影響だけでなく、第二の震災、さらに第三の震災があるとしたら…)が、どれほどの難事であるかを十分に検討していないということである。また、「廃炉」の全体像についてはどれほど真剣な認識を持っていたのだろうか。例えば、日本原子力学会の福島第一原子力発電所廃炉検討委員会の廃棄物検討分科会が2020年7月に中間報告として公表した「国際標準からみた廃棄物管理」で、燃料デブリ取り出し完了時から、原子炉・原子炉建屋などの解体をどのような考え方で進めていくか百〜数百年スパンの複数のシナリオを例示した。

一方、東電は現在の中長期ロードマップでは冷温停止(2011年年末)から30年から40年で廃炉を完了する計画を示しているが、その過程で廃棄物をどこにどのように撤去するかの考え方は出せずにおり、跡地に何を残さざるを得ないかも議論の俎上にすら載せていないが、現実にははるかに困難な課題が待ち受けていることが指摘されている。そのような薄氷の東電のロードマップですら、今回のトリチウムの問題の検討では考慮の外に置かれている。

(はやし くんべい/福島大学食農学類准教授・福島県地域漁業復興協議会委員)